

平成30年(厚)第607号

平成31年1月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分の取消しを求めるということである。

第2 再審査請求に至る経過

1 請求人は、在職中の老齢厚生年金の受給権者であり、平成〇年〇月〇日に70歳に達し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したが、引き続き適用事業所に使用されていることから、同月以降も在職中の老齢厚生年金を受給している。

2 厚生労働大臣は、請求人の平成〇年〇月分の老齢厚生年金につき、老齢厚生年金の基本となる年金額〇〇〇万〇〇〇〇円から支給停止額〇〇万〇〇〇〇円を控除した〇〇〇万〇〇〇〇円(年額)を支給する旨の処分をした(以下、支給停止した部分を「原処分」という)。その計算は別紙1記載のとおりである。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

本件の問題点は、請求人の平成〇年〇月分の老齢厚生年金の支給停止額算定の基準となる標準報酬月額をいくらすべきかであり、請求人は〇〇万円であると主張し、保険者は〇〇万円であると主張している。

第2 当審査会の判断

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第46条第1項には、老齢厚生年金

の受給権者が被保険者である日又は70歳以上の使用される者である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額(70歳以上の使用される者については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の1年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。)及び老齢厚生年金の額を12で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する旨が、同条第2項には、厚年法第20条から第25条までの規定は、前項の70歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する旨が、同条第3項には、支給停止調整額は48万円とする旨がそれぞれ定められている。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日に70歳に達したが、同月〇日の時点では厚生年金保険の被保険者であったのであるから、同月が厚年法第46条第1項の「老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日又は70歳以上の使用される者である日が属する月」のいずれにも該当することは明らかであり、在職支給停止の対象となる。そして、平成〇年〇月分の支給停止額を算定する際に基準となる「その者の標準報酬月額」又は「その者の標準報酬月額に相当する額」はいずれも平成〇年〇月のものであることも明らかである。本件記録によれば、請求人の標準報酬月額は平成〇年〇月以降〇〇万円とされていたが、平成〇年〇月ないし〇月の報酬月額はいずれも〇〇万〇〇〇〇円であるから、厚年法第23条第1項によりその

翌月である同年〇月から標準報酬月額が改定（随時改定）され、その額は〇〇万円となる。したがって、請求人の平成〇年〇月分の支給停止額は、「標準報酬月額」又は「標準報酬月額に相当する額」を〇〇万円として厚年法第46条の規定に従い算定されるべきである。

- 3 これに対し、保険者は、平成〇年〇月は厚生年金保険に係る被保険者資格の資格喪失月であり、同保険の被保険者期間に含まれず、保険料徴収の対象とならないことから、在職支給停止の計算時には資格喪失月の前月の標準報酬月額がそのまま引き継がれるとして、標準報酬月額を〇〇万円として支給停止額を算定すべきであると主張する。

しかしながら、厚年法第46条第1項によれば、資格喪失月以降の厚生年金保険被保険者期間に含まれない月であっても支給停止の対象となるのであるから、その月についても標準報酬月額又は標準報酬月数に相当する額を定め、これを基準に支給停止額を算出する必要があることは明らかであり、かつ、同条は、標準報酬月額又は標準報酬月額に相当する額の算定について厚年法第23条の随時改定の規定の適用又は準用を排除していない。また、そもそも、在職支給停止制度において、特定月の支給停止の要否及び額を判断する際に、当該特定月が被保険者期間に含まれないこと、保険料徴収の対象ではないことを考慮要素とすることの合理的な理由を見出すこともできない。したがって、保険者の主張は採用することができない。

- 4 以上によれば、標準報酬月額を〇〇万円として支給停止額を算定した原処分は、違法であって取消しを免れない。よって、主文のとおり裁決する。